

第六十五回国会 議院 石炭対策特別委員会議録 第二号

昭和四十六年二月十日(水曜日)
午後零時四十二分開議

出席委員

委員長 鬼木 勝利君

理事 大坪 保雄君

理事 相沢 武彦君

理事 麻野 彦吉君

理事 菅波 茂君

理事 進藤 一馬君

理事 神田 博君

理事 細谷 幸一君

理事 田畠 金光君

出席務大臣

山崎 平八郎君

三池 信君

川俣 健二郎君

松本 七郎君

出席政府委員

通商産業大臣 宮澤 喜一君

通商産業省公青 荘 滉君

通商産業省鉱山 本田 早苗君

通商産業省鉱山 阿部 茂君

通商産業省鉱山 遠藤 政夫君

通商産業大臣

労働大臣 野原 正勝君

労働大臣

通商産業省公青 清君

保安局長

通商産業省鉱山

石炭局石炭部長

労働省職業安定 局失業対策部長

一月三十日
産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本日の会議に付した奏件
産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

石炭対策に関する件(石炭対策の基本施策)
本日の会議に付した奏件
産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○鬼木委員長 本委員会に付託された。

この際、委員長より一言御報告を申し上げます。現下の石炭鉱業をめぐる諸情勢は、まことにきびしい事態を迎えておりまして、私どもいたしましても黙過できないものがあります。去る三日理事会を開きましたが、通商産業省当局から、当面の状況報告を聴取するとともに、かかる事態にあたり、関係当局が十分の措置を行なうよう要請することいたしましたが、お手元に配付いたしました意見書を提出することいたしました。すでに通商産業大臣、労働大臣及び自治大臣並びに関係審議会等に送付いたしております。本日の委員会開会にあたりまして、とりあえず御了承のほどをお願い申し上げ、一言御報告を申し上げる次第でござります。

○鬼木委員長 石炭対策に関する件について調査を進めます。この際、石炭対策の基本施策について、宮澤通商産業大臣及び野原労働大臣から、それぞれ説明をお聴取いたします。まず宮澤通商産業大臣。

○宮澤國務大臣 申しますと、所管大臣として一言ございました申し上げます。石炭対策特別委員会の開会に際して、所管大臣として一言ございました申し上げ、当面の石炭対策に関し所信の一端を申し上げます。

御高承のとおり、政府におきましては、石炭鉱業の不況に対処して、現在、昭和四十四年度から昭和四十八年度までの五年間を計画期間とする、いわゆる第四次石炭対策を推進しており、本年度がその第二年度となつております。

第四次石炭対策は、一方において石炭企業の経営改善のための措置を講じつつ、石炭鉱業の合理化、近代化を促進することによって、石炭鉱業の合理化、近代化を促進することによって、石炭鉱業の経営改善を行なうことをござります。

重建を財政の許す限り援助する措置を講ずることも、他方、不況の進行により、やむを得ず発生する閉山について、これが可及的円滑な処理を行ない、その他、鉱害復旧、産炭地振興、離職者対策等、石炭鉱業の長期不況がもたらす経済的、社会的影響を緩和する措置の充実をはかることを内容として発足したものであります。政府においてましては、これまで、石炭施設の運営において、かかる第四次対策の基礎精神にのつとり、対策の趣旨の実現に最大限の努力を払つてまいりた次第でございます。

かかることといたしました。さらに、四十六年度石炭対策特別会計予算案の作成にあたりましては、生産の合理化、近代化を一そく推進し、あわせて保安の確保をはかる見地から、坑内骨格構造の整備拡充に対する補助金を増額するとともに、坑内骨格構造の整備拡充、近代化機械の貸与、新鉱の開発等に対する無利子融資の財源としてござります。合理化面におきましては、機械化が進み、能率の向上が著しい等、対策の効果があがつております。また閉山につきまして、関係制度の運用により、社会的混乱を可及的に回避しつつ、円滑な処理を行ない得たものと考えております。

しかしながら、このような国の対策の実施と並行して、石炭鉱業をめぐる情勢は、第四次対策発足後も不斷に変化を遂げております。特に、一方において、国際的な需給の逼迫状況を背景として、国内原燃料に対する評価が高まり、その供給の確保を必要とする声が強くなつた反面、コストの上昇、採炭条件の悪化、労務者確保の困難、公共交通規制の強化等、石炭鉱業を取り巻く環境は、この二年間にも全般的にきびしさを増してしております。

このため、政府におきましては、昨年四月以降七ヵ月にわたつて、石炭鉱業審議会体制委員会の場で、このような情勢の変化に対応して必要となる審議会の答申において強調されているところ、安定的供給源としてのわが国原燃料に対する評価が高まっており、政府といたしましても、右の生産合理性に関する諸制度の運用にあたり、この点を十分考慮してまいりたいと考えております。

また、保安の確保につきましては、保安の確保が人命の尊重に直接つながることから、石炭鉱業の不況のしわ寄せが、いやしくも保安面に生ずる事とのないよう、従来に引き続き監督の強化をはかるとともに、必要な予算についても、これを十分に確保することとしております。なお、昨年十二月に砂川炭鉱におきまして犠牲者十九名の災害事故の発生を見ましたことは、所管大臣としてまことに遺憾に存じております。保安面で今後一

うその努力を払う決意を、ここにあらためて表明する次第でござります。

次に閉山対策につきましては、特別閉山交付金制度が本年度をもつて終了することに伴い、同制度が一定の要件に該当する閉山について、特に

手厚い対策を講ずることとした考え方を、一般開山交付金制度の適用において、一部取り入れる方向で、事務的検討を行なつております。

鉱害対策につきましては、通商産業省及び石炭鉱害事業団において、昭和四十二年度から三年間にわたって、全国鉱害量調査を行ないましたが、その結果、昭和四十四年度未現在において、全国の鉱害量は、約一千三百億円にのぼることが判明しております。これが急速かつ計画的復旧のためには、今後、鉱害対策予算の拡充が必要であり、昭和四十六年度予算案におきましても、所要の増額を行なつております。

最後に、産炭地域振興対策について申し上げます。産炭地域振興対策は、昭和三十六年十一月に産炭地域振興臨時措置法が成立して以来、すでに十年の歴史を持つに至りました。その間政府におきましては、同法を基本として、産炭地域における産業基盤の整備、企業の誘致、地方財政の援助、産炭地域振興事業団事業の実施など、各般にわたる施策を展開しており、炭鉱の閉山がもたらす産炭地域の経済的、社会的疲弊の回復に、成果をあげたものと信じております。

しかしながら、産炭地域は、比較的立地条件に恵まれた一部の地域を除き、全体として見れば、なお著しい疲弊状態から脱却するに至っておりません。このため政府といたしましては、四十六年度において産炭地域振興事業の一そとの拡充をはかるべく、予算案の作成において、対策額の増額を行なうとともに、別途本日より委員会において御審議をいただくとおり、産炭地域振興臨時措置法の期限を、この際十年延長することとして、法案を提出させていただいた次第であります。

なお、産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案には、同法の延長のほか、電力用炭販売株式会社法の廃止期限の延長及び臨時石炭対策本部等の存置期限の延長が含まれておりますが、これらにつきましては、後刻法案の提案理由の御説明において、述べさせていただきます。

以上、四十六年度の石炭対策の推進について、

その基本的考え方を申し述べました。石炭鉱業をめぐる情勢は、最近、大手炭鉱の閉山問題が起きておりますように、今後とも流動的であることが

予想され、事態の推移は決して楽観を許さないものがございますが、政府におきましては、情勢の進展に即応して、施策の適時適切な運営に、今後とも努力してまいる所存であります。

終わりに臨みまして、本委員会が、從来政府の石炭対策の推進に關し、種々御鞭撻、御協力を賜わっておりますことについて、厚く御礼申し上げ、今後とも一そな御支援をお願いいたしまして、ごあいさつをいたしたいと存じます。(拍手)

○鬼木委員長 次に野原労働大臣。

○野原国務大臣 石炭鉱業に関する当面の労働諸問題について所信の一端を申し上げました。今後とも各位の御意見を十分拝聴して、行政の推進に力を尽くしてまいります。何とぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○鬼木委員長 去る一月三十日に付託されました内閣提出の産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。宮澤通商産業大臣。

○宮澤国務大臣 産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今後の石炭対策のあり方につきましては、昨年十一月の石炭鉱業審議会の中間答申の趣旨に沿って石炭鉱業労働者の労働条件と福祉の向上を促進と御協力を得たいと思います。

今後の石炭対策のあり方につきましては、昨年十一月の石炭鉱業審議会の中間答申の趣旨に沿って石炭鉱業労働者の労働条件と福祉の向上を促進することによって、労働力の確保とその雇用の安定をはかってまいる所存であります。

今後も、石炭政策の進行により相当数の離職者の再就職対策につきましては、これらの炭鉱離職者の再就職が予想されますが、これら離職者の前職

の発生が予想されますが、これら離職者の前職

でも、今後さらに法施行の遺憾なきを期してまいり所存であります。

以上、石炭鉱業における当面の労働諸問題について所信の一端を申し上げました。今後とも各位の御意見を十分拝聴して、行政の推進に力を尽くしてまいります。何とぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○鬼木委員長 去る一月三十日に付託されました内閣提出の産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。宮澤通商産業大臣。

○宮澤国務大臣 産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法律案は三つの部分に分かれています。第一に電力用炭販売株式会社法の一部改正、第二に電力用炭販売株式会社法の一部改正、第三に通商産業省設置法の一部改正がその内容でございます。いずれも石炭対策を目的とする法律、制度で、その有効期間等の終期が本年中に到来するものにつき、これを所要の期間延長することを内容とするものでございます。

まず、産炭地域振興臨時措置法の一部改正であります。同法は、石炭鉱業の不況の進行がもたらす産炭地域の経済的、社会的疲弊を回復するため、同地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展等をはかることを目的として、昭和三十六年十一月に制定されたものであり、その後昭和四十一年に五年間の期間延長が行なわれ、現在、昭和四十六年十一月十二日をもつてその効力を失うこととなつております。産炭地域につきましては、政府及び地方公共団体において、本法を基礎として、産業基盤の整備、企業の誘致、地方財政の援助等、各般にわたる施策を展開しており、同地域の経済的、社会的回復に成果をあげておりますが、石炭鉱業を取り巻く情勢の進展に伴い、産炭地域の疲弊の状態は、一部の地域を除いて、全体

としてなお著しいものがあり、本法に基づく産炭地域振興の諸施策については、今後なお相当の間、これを継続することを必要とする状況にございます。

次に、電力用炭販売株式会社法の一部改正であります。

同法は、昭和三十八年七月に制定された電力用炭代金精算株式会社法をその前身としており、同法について昭和四十年に改正が行なわれ、今日の形となつてゐるものであります。同法は、

電力用炭販売株式会社の業務を通じて、電力用炭の価格の安定、石炭の供給の円滑化及び流通の合理化に重要な役割りを果たしておりますが、同法の成立当時においては、電力用炭の長期引き取り体制の確保について昭和四十五年度を一応の目途としていたことから、同年度末をもって、この廃止期限としております。しかしながら、石炭特に一般炭需要の大宗を占める電力用炭の価格と引き取りの安定をはかる等の必要性は、石炭鉱業の現状にかんがみれば、今後なお継続するものであります。

最後に、通商産業省設置法の一部改正でございまして、その内容の一つは、最初に申し上げました産炭地域振興臨時措置法の有効期間の延長に合わせて、産炭地域振興審議会の存置期限の延長を行なうことであり、他の一つは、九州地方の産炭地域において生ずる、石炭問題に関する対策の迅速かつ適確な実施を推進する機関として、通商産業省本省の付属機関として、福岡市に置かれております臨時石炭対策本部について、その存置期限の延長を行なうことであります。臨時石炭対策本部は、昭和三十八年度に設置され、その後昭和四十三年の法改正により、当時行なわれていた、いわゆる第三次石炭対策の目標年度に合わせて、昭和四十五年度までがその存置期限となつておりますが、産炭地域における石炭対策の実施に關し、同本部の果たす役割りが大なることにかんがみ、引き続き同本部の存置期限を延長することがこの際必要であると考へております。

本法律案は、以上のよき考え方に基づき、産炭地域振興臨時措置法の有効期間並びにこれに付随して同法に基づく地方債の利子補給の期間及び

産炭地域振興審議会の存置期限を、それぞれ十年延長するとともに、電力用炭販売株式会社法の廃止期限及び臨時石炭対策本部の存置期限を、現在政府が実施しているいわゆる第四次石炭対策の計画期限たる昭和四十八年度末まで延長することを、その内容とするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますよう

う、お願い申し上げます。

○鬼木委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○鬼木委員長 これまでのところございません。

○本田委員長 次に、昭和四十六年度通商産業省所管の石炭関係予算の概要について、政府から説明を聽取いたします。本田鉱山石炭局長。

○本田委員長 お手元に差し上げております「昭和四十六年度石炭対策予算案について」によりまして、別表で予定額総表を差し上げておりますが、御説明させていただきます。

昭和四十六年度石炭対策予算予定額は、特別会計が千六十億七千八百万円で、一般会計が五千五百五十七万二千円となつております。

石炭対策特別会計は、四十六年度の予定額といたしまして、総額千六十億七千八百万円で、四十五年度予算額に比べて八十九億六千四百万円の増額となつております。

その内訳は、通商産業省所管分が九百十三億三千九百八十六億五千三百萬円に対し、三十億円で、四十五年度の八十五億五千三百萬円は三十五億円で、四十五年度の十三億円に対し、

二十二億円の増と相なっております。

予算案の作成にあたりましては、昨年の十一月二十日の石炭鉱業審議会の中間答申「石炭鉱業の体制に関する当面の諸対策」の内容を十分尊重し、その趣旨の実現につとめてまいりまして、答申の意図をほぼ盛り込み得たと考えております。

その主要内容について御説明申し上げますと、歳入では、石炭対策特別会計附則第七項の規定によりまして、昭和四十四、四十五年の兩年度に限り設けられておりました長期借り入れ金制度が、四十六年度からなくなることに伴いまして、歳入財源は原重油関税収入のみとなります。

長期借り入れ金制度が四十四、四十五の兩年度に限つて置かれましたのは、現在実施中の、第四次石炭対策の計画期間であります四十四年度から四十八年度までの五年周におきまして、当初二年間は、対策に必要な歳入が原重油関税収入のみでは不足であるということにかんがみ、長期借り入れ金をもつて不足財源に充てることとされたものでございます。

借り入れ金の返済は、借り入れを行なったときから三年以内に行なうこととなつておりますが、既借り入れ分については、昭和四十七、四十八の兩年度において、その返済を行なう予定でござります。

借入金の返済は、借り入れを行なったとき

から三年以内に行なうこととなつておりますが、既借り入れ分については、昭和四十七、四十八の兩年度において、その返済を行なう予定でござります。

なお、原重油関税につきましては、現在、從価

一〇%相当、原油の場合キロリットル当たり五百

百五十七万二千円となつております。

石炭対策特別会計は、四十六年度の予定額とい

たしまして、総額千六十億七千八百万円で、四十

五年度予算額に比べて八十九億六千四百万円の増額となつております。

その内訳は、通商産業省所管分が九百十三億三千九百八十六億五千三百萬円に対しまして、三十億円の基本税率に対しまして、一二%相当、原

油の場合キロリットル当たり六百四十円の暫定税率が設けられております。

この暫定税率は、関税暫定措置法の規定上、本

年度末をもつて期限切れとなることになつておりますが、暫定税率の維持が石炭対策財源の確保のため必要であることにかんがみまして、これを四

十八年度末まで延長することにつきまして、他の

関税改正とあわせて、今国会に改正法案が提出さ

れております。

歳出につきまして項目別に御説明申し上げま

す。

今までには百八十億七千四百万円を予定しておりまして、四十六年度の新規閉山規模を三百五十万トンと見込んで算定したものでございます。

閉山交付金は、現在一般方式と特別方式とがあ

りまして、後者の特別方式と称するもの、石炭鉱

山整理促進特別交付金制度は、石炭鉱業合理化臨時措置法第三十五条の六の規定によりまして、四

四十五の兩年度中に会社の解散を行なつた

閉山についてのみ適用されることとなつており、四十六年度以降は、一般方式のみが存続することとなつております。

この本年度予算予定額には、四十五年度以前に

行なわれました特別閉山に対する交付金も含まれております。

なお、特別方式の期限切れに伴いまして、從来

方向で、一般方式の手直しを行なうことと検討し

ております。

また、四十六年度中の閉山が右の三百五十万ト

ンの予想を万が一上回つて発生した場合は、予備

費の使用等により対処することといたしております。

また、四十六年度中は、坑道掘進費等補助金と称されていましたものでございます。

石炭鉱山における坑内骨格構造の整備、機械化の促進は、能率の向上、出炭の安定及び保安の確保の見地から、きわめて重要であります。今回

の審議会答申でも、特に対策の充実が望まれて

るところであります。このため、四十六年度予算

案では、名称を目的に即応して改めるとともに、対策額を、四十五年度の三十九億三千六百万円に

対しまして、五億四百万円増の四十四億四千万円に引き上げることといたしております。

なお、四十六年度からは、本件補助金の運用に

を高めつつある海底炭田の探査を促進するための補助をも、あわせて行なうこととしたとしております。

石炭鉱業合理化事業団出資金でございますが、同事業団が炭鉱に対し行なう設備近代化、新鉱開発等に対する無利子融資及び近代化機械の貸与等の原資に充てるためのものであります。

石炭鉱業経営改善対策費でございますが、石炭企業の累積債務についてのいわゆる第一次肩がわり、石炭鉱業元利補給金でございますが、総額一千億円、四十六年度予算予定額百五億六千八百万円、及び第二次肩がわり、石炭鉱業再建交付金でございますが、総額八百五十億円、四十六年度予算予定額六十六億六百万円、並びに石炭企業に対し、生産トン数に応じて一定の単価により交付する石炭鉱業安定補給金、四十六年度予算予定額百四億四千百万円等からなっております。

四十五年度予算に比べて、元利補給金は五億八千三百万円、再交付金は四億七千三百万円、安定補給金は十一億九千四百万円の、それぞれ減額となつておりますが、これは、前二者については対象企業の閉山による減少でございます。安定補給金については、生産量の減少によるものでございまして、算定方式、単価は従前どおりでございます。

石炭増加引取交付金でございますが、四十六年度は電力分二十一億五千五百万円、鉄鋼分二十八億三千五百万円で、合計四十九億九千万円と相なりまして、本年度に比べて九億九千百万円の増額となつております。増額の理由は、四十五年度における電力用炭価格の引き上げに伴う、本件交付金制度の改正によるものであります。

石炭鉱業保安確保対策費は、その重要性にかん

がみまして、四十六年度予算予定額は、合計十九億八千五百万円と、四十五年度に比べて一億五千六百万円の増額となっておりますが、後ほど公害

同事業団が炭鉱に対し行なう設備近代化、新鉱開発等に対する無利子融資及び近代化機械の貸与等の原資に充てるためのものであります。

保全局長から御説明申し上げたいと存じます。

四十四、四十五年の両年度における出資は、各百三億六千万円でありましたが、四十六年度においては、炭鉱の近代化を促進し、特に原料炭新鉱の開発のための資金を確保する見地から、本年度に対し、一億四千万円増の百五億円を出資することといたしております。

石炭鉱業経営改善対策費でございますが、石炭企業の累積債務についてのいわゆる第一次肩がわり、石炭鉱業元利補給金でございますが、総額一千億円、四十六年度予算予定額百五億六千八百万円、及び第二次肩がわり、石炭鉱業再建交付金でございますが、総額八百五十億円、四十六年度予算予定額六十六億六百万円、並びに石炭企業に対し、生産トン数に応じて一定の単価により交付する石炭鉱業安定補給金、四十六年度予算予定額百四億四千百万円等からなっております。

四十五年度予算に比べて、元利補給金は五億八千三百万円、再交付金は四億七千三百万円、安定補給金は十一億九千四百万円の、それぞれ減額となつておりますが、これは、前二者については対象企業の閉山による減少でございます。安定補給金については、生産量の減少によるものでございまして、算定方式、単価は従前どおりでございます。

石炭増加引取交付金でございますが、四十六年度は電力分二十一億五千五百万円、鉄鋼分二十八億三千五百万円で、合計四十九億九千万円と相なりまして、本年度に比べて九億九千百万円の増額となつております。増額の理由は、四十五年度における電力用炭価格の引き上げに伴う、本件交付金制度の改正によるものであります。

石炭鉱業保安確保対策費は、その重要性にかん

十二億円増の三十五億円といたしております。

以上、石炭の特別会計でございますが、石炭関係の一般会計予算につきましては、四十六年度に一千五百五十七万二千円でございますが、後ほど公害

六百万円の増額となっておりますが、後ほど公害同事業団が炭鉱に対し行なう設備近代化、新鉱開発等に対する無利子融資及び近代化機械の貸与等の原資に充てるためのものであります。

保全局長から御説明申し上げたいと存じます。

四十四、四十五年の両年度における出資は、各百三億六千万円でありましたが、後ほど公害

同事業団が炭鉱に対し行なう設備近代化、新鉱開発等に対する無利子融資及び近代化機械の貸与等の原資に充てるためのものであります。

申し上げます。
保安局所管の予算といしましては、表一ページの下から二行目(6)のところに記載してございまして、四十五年度の十八億二千九百万円に対しまして五千五百五十七万二千円でございまして、四十五年度に比べ六百二十一千円の増額となつております。

鉱害対策費でございますが、石炭鉱業による鉱害は、昨年九月に通商産業省において取りまとめた全国鉱害調査の結果、四十四年度末現在で約三千三百億円の鉱害が存在するものと見積もられ、これが計画的復旧が重要となっております。

このため、石炭鉱業事業団が行なう復旧事業に対する補助等からなります鉱害対策費につきましては、四十六年度は、本年度比十六億八千二百五十九億九千四百万円を予定しております。

そのおもなるものは、一つは海外原料炭開発株式会社に対する補助金でございます。

海外原料炭開発株式会社は、石炭業界が鉄鋼業界の協力を得て、共同出資によって設立したものでございますが、海外の原料成資源に関する資料、情報の収集及び基礎的予備調査を行なつております。

本件補助金は、現在、鉄鋼用原料炭の確保が重要な課題となつてることにかんがみ、昭和四十年度で千九百七十六万六千円を予定しており、四十五年度に比べまして四百五十八万一千円の増額でございます。

次に、亞炭鉱業の生産体制改善に必要な経費といいたしまして、亞炭鉱業における炭層探査を促進し、合理的な坑道掘進を行ない、生産体制を改善いたします。

最後に、亞炭鉱業整備共済事業補助に必要な経費でございますが、昭和四十五年度から全国亞炭鉱業協会において、亞炭鉱山の閉山の凹滑化をすることを目的として、亞炭鉱業整備共済事業を行なつておりますが、本件補助金は、同事業に要する費用の三分の二を補助するもので、昭和四十六年度の予算予定額は、前年度と同額の千三百三十六万七千円でございます。

以上が石炭関係の特別会計並びに一般会計の予算案の内容でございます。

○鬼木委員長 引き続き公害保安局関係予算の概要について説明を聴取いたします。莊公書保安局長。

予備費は、從来四十四、四十五両年度ともおのの十三億円となつておりますが、四十六年度は、これまでの使用の経験にかんがみまして、二

三カ年計画をもちまして、危険度の高い炭鉱より順次導入せしめる予定にいたしております。

その他の項目は、四十五年度の九千万円に対し四十六年度は九千九百万円、九百万円の増となつております。内訳は、主要内容の項に記載し

まざ鉱山保安技術調査委託費でございます。これは災害及び鉱害の予知、予防対策を確立するためには必要な課題につきまして、現場適応試験を石炭技術研究所に委託するものでございまして、四十六年度は、ガス突出対策及び鉱害の社会問題化に対処するための坑廃水の処理対策について、二千四百万円で調査を委託する予定でございます。次に炭鉱保安専用機器開発費補助金でございますが、これは保安専用機器開発のため、石炭技術研究所及び弱小メーカーが行なう開発に対しまして、二分の一の補助を行なうものであります。四十六年度は一千七百万円をもってさく溝機等四機種の開発を予定いたしております。

鉱山保安センター事業費補助金でございますが、四十五年度までは、鉱業労働災害防止協会に所属する鉱山保安センターが実施する救護隊訓練

に対しまして、定額の補助を行なつておりますが、四十六年度は、このほか新技术教育にも助成して、保安教育を一そら充実することとし、四千九百万円の定額補助を行なう計画にいたしております。

以上のはか、放置された坑口に人が墜落する事故を未然に防止するために、県が実施する坑口閉塞工事に対しまして三分の二の補助を行なうことといたします。

二ページの4の事務処理費でございますが、このうち保安関係は八千六百万円でございまして、炭鉱の減少に伴い、監督検査費は減額となつておりますが、鉱害関係の検査費等の増額によりまして、全体としては前年度より若干の減少にとどまっております。

以上、公害保安局所管の予算について御説明申し上げましたが、鉱山石炭局所管の予算のうち、坑内骨格構造整備拡充等補助金と、その下にござりまする(3)の石炭鉱業合理化事業団出資金とがございます。この補助金は、先ほど鉱山石炭局长から説明がございましたとおり、坑道掘進を促進して、保安確保の基本的要件である坑内骨格構

造を整備拡充し、災害防止をはかるとするものでありますて、四十六年度は四十四億円と前年より五億円増となつておりますが、炭鉱の減少を考慮いたしますと、実質的には約八億円程度の増とされるれる次第でございます。坑道掘進に対しましては、当補助金のほか、石炭鉱業合理化事業団からの無利子の近代化資金が融資されておりますので、四十六年度から三ヵ年計画で骨格構造を整備し、保安に万全を期そらとする目的をはば達成できるのではないかと考えておる次第でございます。また近代化資金の融資制度は、坑道掘進のほか、坑道の仕様拡大と保安機器の整備拡充をその対象といたしております。

以上によりまして、四十六年度におきましては予算のより効率的な使用をはかるとともに、監督の強化と相まちまして、保安の確保のために万全の努力をいたしていく所存でございます。

○鬼木委員長 次に、昭和四十六年度労働省所管の石炭関係予算の概要について説明を聽取いたします。遠藤失業対策部長。

労働省分は、お手元の資料の5と6のほうでございまして、5の炭鉱離職者援護対策費が六十億三千三百万円、6の産炭地域開発雇用対策費が三十五億六百万円、合計九十五億三千九百万円になつております。本年度に対しまして九億八千六百万円の増でございます。5の炭鉱離職者援護対策費のおもなものは、まず第一に、炭鉱離職者緊急就労対策事業費の補助金でございます。これが三十一億四千九百万円で、本年度に対しまして千三百人減の三千九百人、事業費単価が一人当たり一百人減の三千九百円でございます。

第二は、炭鉱離職者援護事業費の補助金でございますが、その内容は、炭鉱離職者の移住資金、雇用奨励金、住宅確保奨励金等に必要な経費で、雇用促進事業団に対する補助金でございます。この

中には、炭鉱離職者が他の炭鉱へ就職いたします

際に、従来適用されておりませんでした雇用奨励金を支給するという制度を新しく追加いたしました。

て、その費用がこの中に含まれております。

それから第三は、炭鉱離職者の就職促進手当の経費でございます。これが十億三百万円でござい

ます。本年度に対しまして三億四百万円の増でござります。これは失業保険金等の増額に伴いまして単価が一四・六%増の一日前たり九百四十円に相なつております。

それからほんのほんの産炭地域開発雇用対策費でございますが、これは来年度三十五億六百万円、

本年度に対しまして三億五千百万円の増になつております。これは、吸収人員は本年度と同様三千二百人、事業費の単価は一二%増の五千円に相なつております。

以上、労働省所管分についての御説明を申し上げました。

○鬼木委員長 本日はこの程度といたしまして、これにて散会いたしました。

午後一時二十五分散会

以上でございます。

○鬼木委員長 本日はこの程度といたしまして、これにて散会いたしました。

昭和四十六年二月十五日印刷

昭和四十六年二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B